

第 1044 回 高知市教育委員会 11 月臨時会 会議録

1 開催日 平成 21 年 11 月 18 日(水)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 55 号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

日程第 3 市教委第 56 号 保有個人情報不開示決定に係る異議申立について

4 委員長閉会宣言

5 出席者

(1) 委 員

1 番委員	澤 田 智 恵
2 番委員	溝 渕 悦 子
3 番委員	西 山 彰 一
4 番委員	山 本 和 正
5 番委員	松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長	岡 村 修
教育次長	舩 田 郁 男
総務課長	弘 田 充 秋
学校教育課長	片 岡 正 樹
学事課長	佐々木 正 彦
青少年課長	西 谷 進
教育研究所長	横 田 妙 子
自由民権記念館事務局長	筒 井 秀 一
総務課長補佐	近 森 象 太
総務課総務係長	小 田 優
総務課総務係主査	岡 宗 裕 美
学校教育課学校教育班長	多 田 美奈子
学校教育課指導主幹	今 西 和 子
学校教育課人事班長	松 下 整
学事課主幹	西 村 浩 代

第 1044 回 高知市教育委員会 11 月臨時会 会議録

1 平成 21 年 11 月 18 日(水) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 30 分 (たかじょう庁舎 5 階会議室)

2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1044 回高知市教育委員会 11 月臨時会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は溝渕委員さん、お願いいたします。

それでは議案審査に入ります。

市教委第 55 号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。

前回、事務局で行った一次評価について協議をいたしました。その協議結果を踏まえての内容と、一次評価に対する事務点検・評価委員 2 名の方の意見の入った報告書の素案を、ご一読いただいていることと思います。

本日は、事務局からの説明後、内容に関して皆さんからご意見をいただくこととし、次回 11 月 30 日の定例会において、今回の内容を踏まえて、議会に提出する最終的な事務点検・評価報告書を取りまとめることといたします。

まず、事務局からの説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。

10 月教育委員会定例会で平成 21 年度の高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価の事務局の一次評価についてご説明させていただきました。その折りにいただきましたご意見を踏まえ、整えました報告書の素案を提出させていただいているところでございます。

なお、この素案には、外部の点検・評価委員の高知大学教育学部の馬場園陽一先生と高知女子大学看護学部の池添志乃先生のお二人からの意見、提言を掲載させていただいております。

ただ、時間的に余裕がありませんので、本日の素案には、お二人の委員さんからいただいた意見、提言に対する各所課の対応等については記載できておりませんことをお詫びさせていただきます。

なお、各所課の対応や考え方につきましては、今月末の定例会でご審議いただければと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、報告書の順に沿いまして、学力向上対策、学校施設の耐震化、学校給食における地域食材の活用推進、工石山青少年の家の活用、自由民権記念館出前講座等の順でご審議をお願いしたいと思います。

まず、先月の定例会でご説明しました事務局の一次評価の中で、修正した箇所をご説明いたしますので、点検・評価委員さんからの意見、提言も参考にさせていただきながら、ご審議をお願いしたいと思います。

まず、学校教育課のほうから順番にご説明させていただきます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

それでは5ページから順次ご説明させていただきます。

この部分では、西山委員さんから「見直しの内容をもっと、具体的にすべきではないか」と、また、山本委員さんからは「家庭の教育も重要であり、PTAとのかかわりについて、教育委員会としての考えを入れてはどうか」というご意見がございましたので、次の内容を加えました。

小学校2年生から中学校2年生までの学力状況を分析してみると、中学1年の4月以降、中学2年の4月にかけて、学力状況の落ち込みが顕著にみられる。小学校中学年において、既に若干の低下が認められ、その後の学力定着に影響を及ぼしていることが考えられる。このことから、小学校低学年の段階に、学校においても、家庭においても、学習習慣の基礎を身に付けさせ、学習に向かう構えをつくっていくことが重要であると考え。

質問紙調査と教科に関する調査の関連をみても、「規則正しい生活リズムが身に付いているかどうか」、「家族とのかかわりがあるかどうか」、「家庭学習の習慣がついているかどうか」といった項目と教科の正答率とは相関があることが明らかになっている。

教育委員会では、保護者に対する情報提供と協力依頼のために年間2回保護者用リーフレットを作成・配布するとともに、高知市PTA連合会にも働きかけ、子どもたちの学力の基盤づくりにご協力をいただくようにしている。

また、この内容とともに、保護者用リーフレットを掲載させていただきました。

続きまして、点検・評価シートにつきましては、教育委員長や教育長から、「学校長からの評価だけというのはいかがなものか。学校を訪問した指導主事等からの評価といったものからも、評価の報告、内容に入れるべきではないか」というご指摘をいただきました。6ページの成果のところでございますが、「また、訪問したスーパーバイザーや指導主事等からも、回数を重ねるごとに授業改善が進んでいるとの報告があった」と、また7ページでは、「集合研修参加者の事後アンケートや感想をみると、同僚性を生かした研修のよさについて多く述べられている。また、研修を担当する指導主事等からも、授業改革を進めていく意欲や意識の高まりが報告されている」、8ページには「また、出前研修を実施した指導主事等の報告書からも、研修を実施したことによって、学校が組織をあげて学力向上に取り組んでいることが分かる」としたほか、9ページ、10ページにも、そういったことからの感想や報告を入れさせていただいたところがございます。

学力向上対策についての修正は以上でございます。

澤田委員長

では、学力向上対策に関して質疑等をお願いいたします

溝渕委員

これは印刷誤りじゃないかと思うのですが、6ページの事業の概要のところ、「教育委員会の指導主事等11名で構成した。中学校学力向上プロジェクトチーム…」とありますが、これは続くものじゃありませんか。

学校教育課長

そうです。ありがとうございます。

松原教育長

6ページの改善策の検討の中に、「課題を有する学校に集中的な指導・助言を行っていく」とあります。その「課題を有する学校」というのは、なかなか成果の上まらない学校ということだろうと思うのですが、その原因というのを、どういうふうに押さえているかお聞きしたいのですが、いかがですか。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

指導主事等からの報告を文書で受けております。そうした中で、組織による分析、考察、将来像といったものが、バラバラであるという報告がなされております。つまり、課題が十分に共有されていないというようなところが、反省としてあがっている学校がございます。そうした、課題に対して、現在ではスーパーバイザーや指導主事等が出向きまして、「その課題に対しては、こういうふうな有効な手立てがあります」といった助言や、「他の学校では、こうした方法で課題を克服しています」といった助言をさせていただいておるところでございます。

以上です。

澤田委員長

ほかにご意見はございませんか。

特にないようですので、次に、「取組２：学校施設の耐震化」について、事務局から説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田でございます。

素案の 11 ページをお願いいたします。修正部分は、「1 計画」の「ウ 対象取組の現状、課題等」の中で、耐震化の現状について、施設数の表現を簡素化して、わかりやすい表現に改めました。それ以外については変更ございません。

以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件について意見はありませんか。

特にないようですので、続いて、「取組３：学校給食における地域食材活用の推進」について、事務局から説明をお願いします。

学事課長

学事課長の佐々木です。

前回から改めましたところは、21 ページにあります「1 計画」の「イ 目標設定の理由」ですが、文言を整理しましたが、中身は変わっておりません。それから、「ウ 対象取組の現状、課題等」のところで、どんなところで、いつごろ、どのような作物ができるかといった、生産カレンダーについて記述が必要ではないかというご指摘がございました。現在、生産カレンダーの作成を行っていますので、「作成」という文言を入れました。それから、課題として、JAとの関係も必要になるのではないかというご提言をいただきましたので、これにつきましても「農林水産部やJA等の関係団体、市学校給食会との連携により改善に向けた取り組み」として修正いたしました。

以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件について意見ををお願いします。

溝渕委員

地域食材というものを県内産の食材ということで定義されているのですが、「校区内の生産量の洗い出し」のように、校区内を意識されているのはなぜですか。

学事課主幹

学事課の西村です。

校区内の生産物に焦点を当てているのは、給食は教材であるという点や、校区で作られる物を子どもたちに知っていただきたいということ、また生産者に学校に来ていただいて一緒に給食を食べていただきながら、生産過程についてなどを子どもたちに教えていただきたいということなどから、モデル地区での取り組みについては、校区内での生産物に、特に焦点を当てたものでご

ざいます。

以上でございます。

山本委員

ここに「食材数ベースで49.2パーセント」とあるのですが、この中でお米や野菜、果物の割合というのはどれくらいですか。これらのトータル49.2パーセントということですね。

学事課長

すべての作物についての細かな資料は持ち合わせておりませんが、米はすべて県内産でございます。

溝渕委員

先ほどの校区内の生産量のところで、生産者に来てもらって、子どもたちの教育に役立てるという趣旨があるのであれば、最初に書かれてある趣旨のところで、その点に触れておいた方がよいのではないかと思いますがいかがですか。

学事課長

今のご意見を踏まえ、その部分を見直しします。

澤田委員長

ほかにご意見はございませんか。

特にないようですので、次にまいります。「取組4：工石山青少年の家の活用」について、事務局から説明をお願いします。

青少年課長

青少年課の西谷でございます。

修正点ですが、26ページをお願いします。「4 見直し」の「イ 改善策の検討」のところで、前回山本委員さんから、「研修活動の目玉メニューをもっとPRすれば良いのではないか」というご意見をいただきまして、「また、特色ある野外活動メニューの一層のPRに努める」という文言を加えました。また、27ページにあります個別事務事業の点検・評価シートの「4 改善策の検討」のところを同様の内容で書き加えました。

以上でございます。

澤田委員長

この件に関しご意見ををお願いします。

特にないようですので、次にまいります。

最後になりますが、「取組5：自由民権記念館出前講座等の実施」について、事務局から説明をお願いします。

自由民権記念館事務局長

自由民権記念館の筒井でございます。変更点をご報告いたします。

30ページの「4 見直し」の「イ 改善策の検討」のところで、前回の委員会において、「この講座を聞いてみたい」と子どもたちが思うようなものにしてはどうかというご指摘がございまして、私たちも学校の先生方に向かって届くようにと意識をしておりましたが、子どもたちが聞いてみたいものというところまでのイメージがなく、大変ありがたいご指摘でございました。そこで、改善策の検討の中で、子どもたちが聞いてみたくなるようにタイトルと内容を付け加えたところがございます。

以上です。

澤田委員長

この件について意見はございませんか。

特にないようですので、以上で質疑を終了してよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

それでは、市教委第 55 号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、次回 11 月 30 日定例会で、事務局から説明のありましたように、点検・評価委員の意見に対する対応を追加したうえで、再度審議することとしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで一旦休憩いたします。

澤田委員長

再開いたします。

次に、日程第 3 市教委第 56 号「保有個人情報不開示決定に係る異議申立について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

学校教育課長の片岡でございます。

11 月 12 日付で「保有個人情報不開示決定に係る異議申立」が出されましたので、ご説明いたします。お手元に 3 種類の資料をお配りしております。まず、資料 1 をご覧ください。この申立てに係る事務処理の流れをご説明させていただきます。

この申立ての取扱いとしましては、3 通りの対応がございます。左端(1)にありますように、この不服申立てが明らかに不適法である場合には却下となりますが、今回の事案では不備な点はありませんので、この 1 の取扱いということはありません。ですから、(2)の「裁決又は決定で、不服申立てに係る開示決定等を（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示する」とした場合、又は(3)の「不開示決定が妥当であると判断した場合、高知市個人情報保護審査会に諮問する」とする場合のいずれかということになります。

先程申し上げましたように、全部を開示するのか、諮問するのかをご審議いただくことになります。

次に、資料 2 でございますが、お手元の資料の右上に記載されている請求者の方から高知市教育委員会に対しまして、このお子さんに関して教育委員会職員が作成した顛末書にある保有個人情報の開示請求が出されました。

資料 2 の 2 ページをご覧ください。教育委員会事務局といたしましては、「2 開示をしない理由」の(2)のとおり、高知市個人情報保護条例第 19 条第 3 号の規定から「当該顛末書は、教育委員会における処分事案の協議資料として、処分事案の対象者である職員が作成したものである。したがって、当該文書は、一義的には顛末書作成者の処分に関する個人情報に該当するものであって、開示することにより、当該個人の名誉、社会的地位等を不当に侵害するおそれがあるため」及び同条第 6 号を適用し「また、当該文書は、教育委員会の人事管理に関する情報であって、当該文書の作成者は開示されることはないという前提の下で作成するものであり、これを開示すれば、今後、作成者が顛末書を開示されることを憂慮し、事実を率直に記載することに消極的になるおそれがあるなど、将来同種の人事管理事務等の公正かつ適正な執行に著しい支障が生じるおそれがあるため」として不開示の決定通知を 9 月 24 日付けで請求者の方に出しました。

なお、高知市個人情報保護条例第 19 条第 3 号及び第 6 号は、資料に掲載しておりますのでご覧くださいと思います。

その結果、請求者から11月12日付で資料2の3ページ、4ページにありますように異議申立てがなされたものでございます。異議申立ての理由といたしましては、「4 異議申立ての趣旨及び理由」のとおりでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、開示又は審査会への諮問のいずれが適当であるかのご審議をお願いいたします。

以上でございます。

澤田委員長

先ほどの説明にありましたように開示又は審査会への諮問のいずれかになりますが、ご意見を願います。

溝渕委員

開示しない理由として挙げられている条例第19条第3号及び第6号でよろしいのではないのでしょうか。あとは、審査会に諮問してご意見を伺ったらいいのではないかと思います。

西山委員

溝渕委員のご意見に賛成でございます。

澤田委員長

ほかにありませんか。

ほかにないようですので、お諮りします。

市教委第56号「保有個人情報不開示決定に係る異議申立について」は、9月24日付けの通知書のとおり、高知市個人情報保護条例第19条第3号及び第6号により不開示が妥当であり、高知市個人情報保護審査会に諮問するというところでよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第56号はそのように決しました。

事務局は、引き続き今後の対応をお願いします。

本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

以上で教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後5時30分